

第 33 回 年金記録回復委員会（H24.2.28）議事録

1 日時： 平成 24 年 2 月 28 日（火） 18:00～18:36

2 場所： 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者：

（委員）磯村委員長、稲毛委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

（日本年金機構）紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

（厚生労働省）塚本事業企画課長、中村事業管理課長、渡辺企業年金国民年金基金課長、尾崎年金記録回復室長

4 議事録

（磯村委員長）

皆さんがおそろいですので第 33 回年金記録回復委員会を始めます。今日は岩瀬委員だけが所用でご欠席ということになりました。また、政務三役は国会の委員会のご都合で来られないようです。あらかじめお断り申し上げます。

予定の議事に従い、事務局からよろしくお願いします。

（尾崎年金記録回復室長）

議事に従い、年金記録回復委員会を始めます。本日は議題を（１）から（３）まで用意しています。最初に、資料１で記録問題の全体構図と本日の議題についてご説明してから個別の議題に入りたいと思います。資料１は１月の最初の委員会のときには、今年最初の委員会ということで、過去１年間議論した事項については赤字、本日ご議論いただく事項は青字という形にしておりました。今回は１２月までのものに戻り、赤字は本日の議題、青字は直近の審議済みの議題という形で整理しております。

本日の議題との関連ですが、資料２の厚生年金基金記録と国記録の突き合わせについては、資料１のＤ）②の部分に当たるものです。厚生年金基金記録と国記録の突き合わせによる記録回復ということで、②にいずれかの記録がなく突き合わせ作業が進んでいない事案について、資料２でご説明してご審議いただきたいと思います。資料３は、年金事務所段階における記録回復の状況についてＥ）の３行目、回復基準についての対応状況を、ご審議をお願いできればと思います。資料４は、資料１のＣ）紙台帳とコンピュータ記録との突き合わせによる記録回復についてですが、こちらについては２か月ごとの定例報告ということでご報告してご審議いただくことになっております。資料１に

については以上です。

続いて議題に入りたいと思います。資料 2 で、厚生年金基金記録と国記録の突き合わせについて企業年金国民年金基金課長にご説明をお願いします。

（渡辺企業年金国民年金基金課長）

企業年金国民年金基金課長の渡辺です。お手元の資料 2－1 をご覧ください。これは昨年 11 月の回復委員会にお出しした、今後の課題の対応方針と進め方ということです。本日ご審議いただくのは、四角で括っている 3 番のところ。国と厚生年金基金（以下、「基金」）のいずれかに突き合わせる記録が見つからない事案への対応ということです。これについては記録を探す作業を効率的に行うために、どうして見つからないのか原因を分析するためのサンプル調査を実施します。この調査と並行して年金局と日本年金機構（以下、「機構」）との間で、基金あるいは企業年金連合会（以下、「連合会」）と機構のそれぞれにおける作業分担について整理を行うということで、この 2 つを本日ご報告したいと思います。

内容は資料 2－2 ですが、基金関係は非常に複雑ですので内容に入る前にもう一度、参考資料で全体像を整理したいと思います。参考 1 は基金と国の記録突き合わせの課題の全対象です。一番左の部分は二重給付あるいは不支給で、昨年一度ご審議いただき方針を決定したものです。一番右の代行返上に係る記録の再整理も、昨年ご審議いただき方針を決定しました。本日はこの資料の真ん中の部分です。これは突き合わせ作業に入っていない事案、相手の記録が送付されていないとかそういう形で見つかっていない、という事案です。

これを分かりやすくしたのが参考 2 です。今の基金記録との突き合わせは大きく分けると、各基金と機構との記録の突き合わせと、連合会が持っている記録と機構との記録の突き合わせがございます。相手が見つからない事案がどういうものかということですが、基金の方はそれぞれの加入員記録、あるいは受給権者分を含んだ加入員記録を持っており、これを突き合わせるわけ。その作業としては、まず機構が持っている被保険者記録を各基金に連合会経由で送って、基金が持っている加入員記録と突き合わせるわけ。送られてきた被保険者記録に相当するものが、その基金にないケースがございます。多くの場合は、本来は A 基金の加入員記録に対応する被保険者記録が、なぜか B 基金に基金番号違い等で送られてきてしまうということが考えられます。いずれにしても、送られてきたものに該当するものがない、あるいはその逆で、基金では加入員記録を持っているがそれに突合う被保険者記録が送られてこないという現象は、どちらかの記録がないということではなく、違うところに行ってしまうという形で見つからない事案です。

一方、その下の連合会の場合は、解散した基金の加入員への年金給付、あるいは非常に短期間で基金を脱退した方、通常は大体 15 年未満で脱退した方の中途脱退の年金給

付を行うためこういう方の記録を持っており、これと突き合わせをします。機構から被保険者記録が送られてくるのですが、先ほどご説明したケースと同じように送られてきたものに該当する連合会記録がない、あるいは今連合会が持っている記録に該当する被保険者記録がまだ送られてこない状態で、突き合わせの作業に入ることが出来ていないというものです。特に連合会の方はそれぞれの基金から移管されることになるので、移管時に基礎年金番号等の突き合わせをするというチェックの仕組みが、かつてはございませんでした。そういう意味では、上よりは下の方が見つからなくなるので、見つける作業をしなければならない割合が多くなっております。全体でも、突き合わせる記録が見つかっていない事案が 60～70 万人分ございますが、大体 7～8 割ぐらいは連合会ということです。従いまして今回のサンプル調査でも、機構と連合会の突き合わせで見つからない事案にどういう原因があるのかを調べて、どうやって作業を効率的に進めていくかという方針を出します。それは基金にも適用できるということで、まずはサンプル調査の結果とそれを踏まえた作業方針ということで本日はまとめております。

まず、資料 2－2 のサンプル調査の概要です。機構の持っている被保険者記録と、連合会が持っている加入員記録が現時点で見つからないものについて、昨年 11 月から 12 月にかけて、機構の方で連合会記録はあるが国記録がないという事案 500 件を抽出しました。連合会では、逆に国記録はあるがそれに突き合う連合会記録が見つからない事案 200 件を抽出して、それぞれの記録が不突合となっている原因の確認を行いました。

(2) の主な原因です。別添として円グラフを載せておりますが、機構で行う調査、連合会で行う調査のそれぞれで、事案としてどういうものが多いかということです。機構調査の方は基金番号相違が一番多く 32%、以下、基礎年金番号相違が 28%、種別相違が 19%、該当記録なしが 18%です。基金番号違いや基礎年金番号違いが全体の 6 割ぐらいを占めている状況でした。

連合会調査の方は基金番号相違が 22%です。それ以外に、対象期間が全て代行返上期間であって本来、対象でないものが連合会に送られてきて突き合わないような突合対象外が 20%です。国から送られてきた記録を見ると、厚生年金本体では一時金が支給されていると見られ、連合会に移管される前に基金で一時金を支払い済みになっているので連合会には記録がないのではないかと推定されるものが 21%です。同じように、被保険者記録から見て解散とか返上前に死亡したのではないかと推定されるものが 19%です。一時金支給等のケースはある意味で作業が終わっておりますし突合対象外を除きますと、基金番号相違が連合会調査でもそれなりのウエイトを占めているという結果でした。

2 ページに戻って、調査結果を踏まえた今後の作業方針等です。突き合わせる記録が見つからない原因は、どちらの調査でも基金番号相違が比較的多かったのですが、この原因の確認作業をしていくということです。国記録がなく、基金あるいは連合会記

録があるものについては、機構において基金あるいは連合会記録を基に、国記録と突き合わせる記録が見つからない原因や基金番号相違等の確認を行い、確認できたものについて国記録を訂正し、基金ないし連合会に回付する形になります。先ほど申し上げました、本来A基金にあるものがB基金にいつてしまっているものは、単純な基金番号違いであれば、それで正しく回付されればそこで突き合うことになるわけです。

同じように「国記録あり、連合会記録なし」というものについては、機構で突合対象外を除去して、その上で基金番号等に誤りがないか国記録の内容の再確認を行い、誤りがある場合は訂正して基金等へ回付し、誤りがないことが確認できた場合は、「誤りなし」ということで基金等へ回答します。事務的に細かい作業手順はございますが大枠は、基金や連合会が持っている記録を、どちらかが見つからないものは一度機構へ返して、機構でそれぞれをチェックする作業をしていきます。基金番号相違が多かったのも、大半はこれで突き合う形になると思います。このような作業でも原因が確認できず突き合わせる記録が見つからない場合は、別途整理します。

一方、今のような作業を進めるためには、基金や連合会で相手のない記録をいつまでも持っていたとしても作業が進まないのも、各基金に対して国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない、または基金記録はあるがいつまでも被保険者記録が来ない、被保険者記録は来たが自分のところに合うものがないというようなものについては、一度機構に速やかに戻していただき、機構でチェックするような作業を指導していきたいと思えます。以上が作業手順的なところですが、このような大枠でご了承いただければ、細部については私どもも機構で詰めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

(磯村委員長)

ありがとうございます。今の報告に何かご意見やご質問はございませんか。実務検討会ではかなり議論がされたところで、それを受けての報告です。何かございますか。特段ございませんか。検討会で報告いただいたことも含めて、このような方向で作業を進めるということでご賛同をいただけますか。よろしいですか。それでは事務局はこのような方向でよろしくお願いします。

これで厚生年金基金の記録と国記録の突き合わせの4つの種類について、それぞれの方向が概ねできました。然るべき時期に、作業の結果を踏まえて報告をいただけるということで事務局はよろしいですか。

(渡辺企業年金国民年金基金課長)

折に触れてご報告したいと思います。

(磯村委員長)

基金の関係は、一応このような方向でそれぞれ作業をするということでご賛同をいた

だいたと考えて、本件を事務局はよろしくお願いします。ありがとうございました。
続いて次の議事をお願いします。

（尾崎年金記録回復室長）

資料3に移ります。議題としては2番目ですが、年金事務所段階における記録回復の状況について日本年金機構事業企画部長にご説明をお願いします。

（日本年金機構柳樂事業企画部長）

資料3です。おさらいですが、年金事務所段階の記録回復というのは、前提として総務省第三者委員会でのあっせんに基づいて記録回復が積み重ねられており、既に10万件近いあっせん事例がございます。その積み重ねの中から、必ずあっせんになっている類型が見出されてきた中で、外形的あるいは客観的に、これはあっせん出来るものだと区別できるものがあれば、そのようなものは第三者委員会に回さなくても年金事務所段階で記録回復が行なえればより迅速に記録回復ができるので、ご本人の利益になるのではないかとということで、回復委員会で何度もご議論いただき、年金事務所段階での記録回復基準が累次にわたって作成され、追加・拡充されてきた経緯がございます。迅速に記録回復を進めるための仕組みとして、事務所段階での記録回復基準があるわけです。

その状況について、前は昨年7月の回復委員会でご報告しましたが、その後、昨年10月の委員会での議論の結果、新たな回復基準として、総務大臣の包括的基準と呼んでいるものですが、厚生年金特例法に基づいてボーナスの届出漏れや、転勤の場合の1か月の記録漏れのようなものを回復対象とする仕組みができました。それを踏まえて、今回は昨年12月末現在の実施状況をご報告するというのがこの資料の目的です。

1ページ目に記録回復の状況がございます。上から2段目が前回7月の報告で去年5月末時点での数字です。3段目にあるのが12月末時点での数字です。12月末時点では累計で6,855件が、今までの事務所段階での記録回復の件数です。今回の大きな変更点としては、表の真ん中辺りの網掛け部分ですが、10月から実施されている包括的意見に基づく事務所段階での記録回復の件数が初めて計上されており、12月末の段階で831件です。前回報告からの7か月間の記録回復は、全体として1,839件ございます。そのうち包括的意見によるものが831件で、全体の4割ぐらいを占めております。10月の実施から3か月ですが、かなり大きな位置を占めている状況です。その左隣のあっせん事案における同僚事案、右の方の国民年金で1年以下の未納期間に関する申し立てが、それに続いている状況です。包括的意見以外については回復件数の状況に目立った変化はございません。包括的意見831件の中身ですが、831件のうちの794件がボーナスの届出漏れに関する事案で、非常に大きな部分を占めている状況です。回復状況の全体像は以上です。

3ページ目は年金事務所での処理の全体の状況です。12月末時点での数字は上の欄

の網掛け部分です。年度別に見ると、下の表の一番下の欄が平成 23 年度 12 月までで、年度の 4 分の 3 が終わった段階の数字です。確認申し立てを年金事務所で受け付けた総数が、2 万 2 千件弱という状況です。年度の 4 分の 3 が終わってこの状況ですが、それまでの各年度を見ると年間で 5 万から 6 万件ですので、それに比べると申し立ての件数自体はかなり落ち着いてきている状況だと思います。そのうち、年金事務所段階での記録回復基準に基づいて第三者委員会に回すことなく事務所で記録回復ができたものの割合は、8.7%で 1,900 件弱という状況です。これも過去 4 年度は 2%とか 4%というところで推移しておりますので、まだ今年度は終わっておりませんが倍以上の割合になっております。今年度でいうと表の右端の「確認中」が 16.8%ございますが、これも確認が終わると記録回復基準に該当するということで記録回復の件数に追加される部分があると思います。今年度は新たな記録回復基準の設定などの結果として、事務所段階で記録回復ができた、迅速に処理ができたというものの比率はかなり高まっている状況にございます。

4 ページの参考資料は、前回のご報告の際にも同じ整理をしたものです。年金事務所において記録回復基準の理解が十分ではないために、第三者委員会にそのまま送ってしまい、第三者委員会から事務所段階での記録回復基準に該当しているのではないかと、ということで返送されたものの数です。つまり、年金事務所がよく理解できていなかった分の数です。その経年の数字ですが、記録回復基準に該当するということで返送されたものの中でも、事務所の理解不足に因らない部分がございます。例えば、既に第三者委員会へ送っていたが、後に記録回復基準が設定されて回送されてきたもの、あるいは同僚事案で第三者委員会へ送った後に同僚リストが送付されてきたため、第三者委員会へ送る時点では同僚であるかどうかは判別できなかったというような、年金事務所側の理解不足ではない部分がございます。それを除いた数字が網掛けの部分のカッコの外側に書いてございます。一番左の合計欄をご覧くださいと分かるように、最初 22 年の 1 月から 10 月が 86 件で、22 年 11 月から 23 年 5 月の 7 か月が 49 件、23 年 6 月から 12 月の 7 か月は 34 件で、次第に減ってきている状況です。

特に最近の数か月の状況が 5 ページ目に出ております。一番右端にその合計欄がございしますが、昨年 7 月までは 2 桁の数字があがっています。8 月以降、機構本部から年金事務所宛に可否確認票というものですが、記録回復基準に該当しているかどうかを簡易に判別するためのフローチャートというか表のようなものの使い方が分かりやすくなるような解説を送ったり、判別のミスをしがちな部分の例を書いて送ったりというテコ入れをしました。それを踏まえて、8 月以降は 2 桁の状況から 1 桁に減っているということで、全体としては、記録回復基準の現場での周知もまだ完全ではございませんが進んでいる状況にあるということです。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件について何かご意見やご質問はございますか。

（廣瀬委員）

年金事務所段階での記録回復基準ですが、最近私は直接ある人から相談を受けました。昭和13年生まれで受給している方ですが、昭和56年4月から57年3月まで丸1年間、ちょうどそこだけが抜けている、あと420月ぐらいは厚生年金も含めて完納という方の事例があります。これは年金事務所段階で記録回復できる基準ということで、年金事務所に行ってくださいと。その場で何か疑問があれば私に直接電話してほしいということで行かれました。その場で私に電話をされて、今窓口で第三者委員会に申立書を書くように言われていると。職員の方と私が話をしたら、第三者委員会に出すので書いてもらうと言うのです。それは違うのではないかと、これは年金事務所段階で回復できる基準になっているはずだから確認してほしいというやりとりをしました。その方は記録回復の専門の担当ではなく、とにかく第三者委員会に申立書を書くと。「先生が言われるように、それが回復基準に合って該当するのなら事務所で回復されるだろうが、それは私には分からない」という返事でした。今質問したいのは、年金事務所での回復基準の場合に、受付段階での事務的な処理は第三者委員会に持っていくのと全く同じことを行うのかどうかです。

（磯村委員長）

どうぞ。

（日本年金機構柳樂事業企画部長）

回復基準に該当する場合は第三者委員会に回付する必要はないのですが、調べた結果事務所段階での回復基準に該当するかどうかというのは事務所において分かるわけでは、窓口に行ったその瞬間にどうなのかということが分かるわけではございません。結果的に年金事務所段階の回復基準に該当する場合であったとしても、調査の結果、回復基準に該当しない場合もあり、その場合は第三者委員会に本人の意思を踏まえて送付することになりますので、一度は第三者委員会に対する申立書などの書類も書いていただく流れになっております。年金事務所段階での回復基準に該当した場合にはその部分は無駄にはなりますが、2回事務所にお越しいただく手間を省けるという趣旨もあると思います。

（磯村委員長）

どうぞ。

（廣瀬委員）

最初の受付の事務は全然区別はない、書類的には全く同じだという考えでよろしいですか。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

基本的には同じです。

(廣瀬委員)

了解しました。

(磯村委員長)

よろしいですか。入り口は1本で途中から分かれるという感じですね。他に何かご意見やご質問はございませんか。ありがとうございました。半年後に報告をお願いします。次の議事へいきます。

(尾崎年金記録回復室長)

資料4、年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等との突合せについて日本年金機構の伊原記録問題対策部長にご説明をお願いします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料4に基づきご説明します。資料の裏面の棒グラフをご覧ください。コンピュータ記録と紙台帳との突き合わせ事業の進捗状況については、2か月に1度公表しておりますが、今回は1月末の状況です。この棒グラフをご覧くださいと、1月末には2,600万8,969人について受託事業者段階での突き合わせが終わっております。去年の3月段階で約485万人でしたが着実に処理数が伸びてきております。通知発送は1月末で約33万3,500件という状況で、こちらスピードが順次上がってきております。詳しいデータは資料の表面になります。審査結果の欄ですが、審査を開始した件数が約2,890万人、うち受託事業者の段階で終わっているのが約2,600万人、機構職員の作業まで終わっているのが約2,179万人という状況です。

一致と不一致の件数は一致件数が約2,138万人、不一致件数が約41万3,000人という状況です。この中で不一致と判定されたもののの中で記録の回復見込額を試算しておりますが、年額ベースで約40億2,000万円という状況です。これは年額ベースですので生涯額にするとこれの20倍ぐらいと考えていただければいいと思います。年金回復見込額が増額となる方は34万7,850人です。増額となった方の1人当たりの平均は、年額ベースで約1万1,600円です。昨年11月末の数字は1万1,000円でしたので600円ほど上がってきております。記録判明と呼ばれる比較的金額が高くなるケースが見つかっておりますので、累計金額も1人当たり平均も上がっております。本人への通知発送

件数は約 33 万 3,500 件です。その中で記録判明と呼ばれる通知発送件数は 2 万 5,600 件です。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。今までのところで何かご意見やご質問はございませんか。

(三木委員)

作業を 1 年以上やり続けているので、コスト的なものは下がっています。2 か月前も同じような質問をしたと思いますが、65 歳、65 歳以上 75 歳未満、75 歳以上でそれぞれコスト的にはどういうイメージなのか教えていただければと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

作業的には、被保険者の方々の突き合わせ作業の取扱いが今後の課題だと思っております。今、被保険者のサンプル調査を行っておりますが、この結果が連休明け頃に明らかになると思います。その段階で、現役世代の方々についてどのぐらいの時間でどのぐらいのコストが掛かるのかをお示しできると思います。

受給者層については今作業を進めておりますが、これについては去年 5 月にサンプル調査結果を発表しています。その後このように進捗が随分早くなってきており、サンプル調査当時のコストよりも恐らく下がっていると思います。これについては申し訳ございませんが、現段階ではまだ試算しておりません。これから検討しますが、5 月の連休明けに被保険者サンプル調査結果をご報告するときに、もう一度数字を出せるのであればご報告できればと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にご意見やご質問はございませんか。今日の予定議事はこれだけです。

早く終わりました釈明を私のほうから申し上げたいと思います。実は、今日お諮りした議事の他に、実務検討会ベースでは幾つか議論をしております。言い訳をするわけではございませんが、皆さんに随分ご審議をお願いしております。実は本日の付議事項以外に年金記録問題の再発防止という観点から、2 つ大きなテーマがございます。1 つは厚生年金の適用事業所に関する現在の管理の仕方が個別事業所単位となっておりますが、それに加えて法律上は一括適用という仕組みがございます。また、法令には書いてないのですが運用面では本社管理という方式もあります。いずれにしましても最近いろいろ指摘を受けております、事業所単位の適用の仕方から法人単位・企業単位で把握するということが必要になってくるのではないかと、特にマイナンバーの関係や徴収を強化するという観点から見ると、法人企業単位での把握が必要になってくるのではないかと

ということです。この辺を十分にご審議願う材料を今実務検討会では検討しておりますが、この辺については、今日はお諮りできていません。

もう一つは、機構のホームページにも掲載されている事務処理誤りの類型化を、再発防止を含めて対応しなければいけないということでご議論をいただいております。これも今日お諮りできておりません。この辺については、3月以降なるべく早い時期にそれぞれお諮りいただくように事務局に準備をお願いしております。その辺は次回以降の議題にさせていただきますので、今日は少し早く終わったということです。この辺は事務局によりしくお願いしたいと思います。よろしいですか。

（尾崎年金記録回復室長）

今、委員長からお話しいただいた本社管理一括適用、あるいは適用事業所の適用単位の在り方、事務処理誤りについては、これまでも検討会等でご議論いただいております。できるだけ急いで整理したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

（磯村委員長）

国会答弁のようですが一応そういうことですので、委員の皆さまはよろしくご理解のほどをお願いします。次回は3月29日の木曜日ですが、多分8時を少し過ぎるのではないかと思います。あらかじめお含み置きいただければありがたいと思います。少し早めですが、今日はこれでお開きにしたいと思います。ご審議ありがとうございました。

（了）